

徳島県規則第四十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成十四年総務省令第十三号）」の下に「、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和六年総務省令第四十九号）」を加える。

第三条第十四項を削り、同条第十三項中「十三の項」を「十四の項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「十二の項」を「十三の項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「十一の項」を「十二の項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、徳島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第三条第十五項を削り、同条第十六項中「十六の項」を「十五の項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項中「十九の項」を「十六の項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「九の項」を「六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。